

平成30年度葛飾区成年後見センター市民後見人養成講座実施要領

1 目的

本講座は、社会貢献的な精神に基づき後見業務に取り組むことに意欲のある区民を対象に必要な講座等を実施し、認知症や障がい等により、成年後見制度を利用する必要のある区民が地域の中で適切な支援を受けることができるよう、後見人等候補者の養成を行うことを目的とする。

なお、本講座及び実務経験等を通じ後見人等となった者を「市民後見人」と称する。

2 実施主体

本講座の実施主体は社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会葛飾区成年後見センター（以下「センター」という。）とする。ただし本講座の運営を適切な団体等に委託又は助成して実施することができる。

3 受講資格

本講座を受講できる者は、葛飾区に在住の20歳から65歳までの次の（1）から（6）の全てに該当する者で4に定める受講説明会に出席しなければならない。

- （1）成年後見制度・市民後見人の趣旨を理解し、後見人等としての活動に意欲のある方
- （2）後見事務を継続して行うのに必要な健康や時間を有する方
- （3）養成講座全日程に参加できる方
- （4）講座終了後「後見支援員」としてセンターに登録し、活動のできる方
- （5）民法847条に規定する後見人の欠格条項に該当しない方
- （6）ホームヘルパー等のサービス提供者又は民生委員でない方

4 受講説明会の開催

講座の開催前に「受講説明会」を開催し、開講の趣旨、成年後見制度の概要説明会を行い受講者への理解を深める。

5 受講者の決定

受講者は、選考により決定する。

6 講座

養成講座は、市民後見人としての基礎を学ぶための、別添カリキュラムによる基礎講座と後見支援員として法人後見の補助活動による実習及び後見実務を中心としたフォローアップ研修により構成される。

7 後見支援員への登録

基礎講座修了者には受講修了証を交付し、センターの後見支援員に登録する。